

## 葉山町議会の定例会に関する条例

葉山町議会の定例会に関する条例を次のとおり制定する。

(別 紙)

令和 7 年 12 月 16 日提出

議会運営委員会  
委員長 伊東圭介

### 提案理由

議会機能の強化や議会運営の充実・活性化を図り、議会が主体的かつ機動的に活動できるよう、令和 8 年以降も定例会の会期を通年とするこ<sup>と</sup>から、新たに定例会の回数を定める条例を制定するため提案するもので<sup>す</sup>。

葉山町条例第　　号

葉山町議会の定例会に関する条例

- 1 地方自治法第102条第2項の規定により定める定例会の回数は、年1回とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、議会の解散に伴う一般選挙があった場合は、年2回とする。

附　則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。  
(旧条例の廃止)
- 2 葉山町議会の定例会の回数に関する条例（昭和31年葉山町条例第195号）は、廃止する。

# 条例の概要

## 題名

葉山町議会の定例会に関する条例

## 1 趣旨

議会機能の強化や議会運営の充実・活性化を図り、議会が主体的かつ機動的に活動できるよう、令和8年以降も定例会の会期を通年とする通年議会制とすることから、新たに定例会の回数を定める条例を制定することとした。

## 2 内容

- (1) 地方自治法第102条第2項に規定される定例会の回数を、年1回とすることとした。
- (2) 議会の解散に伴う一般選挙が行われた場合は、(1)にかかわらず、年2回とすることとした。

## 3 施行期日等

- (1) この条例は、令和8年1月1日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に伴い、葉山町議会の定例会の回数に関する条例（昭和31年葉山町条例第195号）は、廃止することとした。